

さいたま市岩槻駅東口駅前イルミネーション装飾業務 企画提案実施要領

本件への参加に際しては、必ずこの「さいたま市岩槻駅東口駅前イルミネーション装飾業務企画提案実施要領（以下、「実施要領」という。）」をお読みください。また、次の事項にご留意ください。

- (1) 提案者は、本書及びその他交付資料等を熟読し、遵守してください。
- (2) 本件の手続きに係る一切の経費は、提案者の負担とします。
- (3) 提出された書類は、返却しません。

業務主管課（問合せ先及び提出先）	
担当	さいたま市岩槻区役所区民生活部コミュニティ課
所在地	さいたま市岩槻区本町3-2-5 (ワッツ東館3階)
TEL	048-790-0122
メールアドレス	iwatsukiku-community@city.saitama.lg.jp

1 業務の目的及び概要

「さいたま市岩槻駅東口駅前イルミネーション装飾業務 要求水準書」（以下、「要求水準書」という。）を参照してください。

2 業務の実施

本業務は、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、実施します。

なお、実施内容については、要求水準書及び企画提案書に基づき、委託者と受託者の協議の上、必要に応じ調整を行い、契約内容として決定します。

3 参加資格

本件に参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次のすべての要件を満たさなければならないものとします。

- (1) 本告示日において、「令和7・8年度さいたま市競争入札参加資格者名簿(物品等)」に業種区分「催物、映画、広告、その他業務」、営業品目（大分類）「催物等」で登載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本告示日から最優秀提案者特定の日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協同組合にあっては、その組合員が、共同企業体の構成員、単体企業の別を問わず、本件に参加していないこと。

- (7) 国又は地方公共団体若しくは民間事業者と令和3年度以降に一契約で、『イルミネーション装飾業務』を元請で契約し、これを誠実に履行した実績を有する者であること。

4 資料及びその交付方法

(1) 交付資料

- ア 実施要領
- イ 要求水準書
- ウ 提出書類各種様式（様式1～6）

(2) 交付方法

さいたま市ホームページからダウンロードできます。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→
【プロポーザル方式】→【さいたま市岩槻駅東口駅前イルミネーション装飾業務
企画提案の募集について】

(3) その他

- ア (1)ア～ウの資料は、本件以外で使用することはできません。
- イ さいたま市契約規則及びさいたま市業務委託契約基準約款は、さいたま市ホームページにてご確認ください。
- ア) さいたま市契約規則
【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→
【契約関係規程集】→【共通】→【共通（規程集）】→【さいたま市例規集】
- イ) さいたま市業務委託契約基準約款
【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→
【契約関係規程集】→【契約約款】→【契約約款（規程集）】

5 説明会

- (1) 本件にかかる説明会は、開催しません。
- (2) 本件の内容に関する質問がある場合については、7 質問及び回答を参照してください。

6 参加意思の表明手続き

本件への参加（企画提案書の提出）を希望する者は、次により参加意思表明書を提出してください。

(1) 提出書類

「別表1 各種様式」中の「様式1 参加意思表明書」及び「様式4 業務経歴書」

(2) 提出方法

電子メールにより受け付けます。次の事項を遵守してください。

- ア 電子メールのタイトルは「プロポ【参加意思表明書（提案者名）】さいたま市岩槻駅東口駅前イルミネーション装飾業務」としてください。これに、参加意思表明書は、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変更せずに）添付し、送信してください。
- イ 参加意思表明書に添付する書類は、PDFファイルに変換のうえ、メールに添付し、送信してください。
- ウ セキュリティの関係上、10MB を超えるファイルは受信できませんので、ファイル容量の大きさに注意してください。
- エ 電子メール送信後、1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到着確認の電話を必ずお願いします。

(3) 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(4) 提出先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(5) 参加資格の確認

参加意思表明書を提出した者に対しては、本件への参加資格の有無にかかる通知を、令和8年5月8日（金）付で発送します。

7 質問及び回答

本件の内容に関して質問がある場合は、次の方法で質問を行うことができます。

(1) 受付期間

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

(2) 質問方法

質問は電子メールでのみ受け付けます。次の事項を遵守してください。

- ア 質問書の様式は、**4 資料及びその交付方法**にて市（業務主管課）が提示する「様式2 質問書」とします。この様式に質問事項等を入力してください。
- イ 電子メールのタイトルは「プロポ【質問・（提案者名）】さいたま市岩槻駅東口駅前イルミネーション装飾業務」としてください。これに、アで作成した電子データを、ファイル形式を変換せずに（拡張子を変えずに）添付し、送信してください。
- ウ セキュリティの関係上、本様式以外のデータの添付を禁じます。
- エ 電子メール送信後、1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」に、到達確認の電話をお願いします。
- オ 受付期間内に、質問が市（業務主管課）に到達するようにしてください。受付期間内に未到達（到達確認されなかったものを含む。）の質問に対しては、一切回答しま

せん。

カ 質問の内容は公表します（詳細は(4)のとおり）。市（業務主管課）の判断により、一部非公表とすることもあります。質問の公表によって、自己の提案内容等が他者に類推されたとしても、市（業務主管課）は一切の責任を負いません。

(3) 質問の提出先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(4) 質問に対する回答

質問の内容及び回答は、令和8年5月8日（金）までに、さいたま市ホームページ上に公表します。ただし、質問者の名称は公表しません。

なお、質問及び回答を公表することにより、質問者が特定される可能性や、提案内容が明らかになる可能性があるなど、質問者に不利益を与える恐れがあると認められる部分については、市（業務主管課）の判断によって、その部分を除いて公表することがあります。

【トップページ】→【事業者向けの情報】→【届出・手続き】→【入札・契約】→【プロポーザル方式】→【さいたま市岩槻駅東口駅前イルミネーション装飾業務企画提案の募集について】

8 企画提案書等

(1) 企画提案書の内容

要求水準書を参照のうえ、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」に記載されている提案内容を含む提案書を提出してください。

(2) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

「別表3 提出書類一覧」を参照してください。

イ 提出方法

持参又は郵送（書留や特定記録等により配達されたことが証明できる方法）とします。

ウ 提出期限

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

エ 提出場所

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

(3) 企画提案書等の受理

ア **11 提案者の失格** に該当する場合は、企画提案書等を受理しません。

イ 書類の不備・不足等が確認された場合は、企画提案書等を受理しません。

ウ 「別表3 提出書類一覧」で指定する書類以外は、一切受理しません。

(4) 企画提案書等の取り扱い

ア 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を提案者以外の者に知られることのないように取り扱います。ただし、最優秀提案者の提案については、一部（他者と比べ優位な点等）を公表することがあります。

イ 市（業務主管課）は、提出された企画提案書等を審査目的以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出された企画提案書等は、事由の如何を問わず返却しません。ただし、提出期限内に提出者からの申出があった場合に限り、企画提案書等の追加・差替えができることとします。

エ 提出期限後の、企画提案書等の追加・差替えは一切認めません。

(5) 企画提案書等の到着確認に関する問合せ先

1 ページに記載の「業務主管課（問合せ先及び提出先）」を参照してください。

9 プレゼンテーション

企画提案書を補完するため、プレゼンテーションを実施します。企画提案書を提出した者は、必ず参加してください。

(1) 実施日時・場所

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。実施時刻の詳細及び会場については、追って通知します。

(2) 実施方法

ア 参加人数

3名以内とします。

イ 説明時間

20分以内とします。終了後、別途、質疑応答の時間を15分設けます。

ウ 説明方法

(ア) 提出した企画提案書を基にプレゼンテーションを行ってください。なお、企画提案書に記載のない新たな提案は認めません。

(イ) プレゼンテーションに必要な機材（パソコン等）の持ち込みは可能です。市（業務主管課）において、プロジェクト等を準備することも可能ですので、必要な場合には、事前に相談ください。なお、企画提案書以外の資料配布は認めません。

エ 注意事項

プレゼンテーションでは、企業名を伏せて説明を行うこととします。企画提案書やその他プレゼンテーションに使用する資料等には、企業名、企業ロゴ等を記載しないでください。

オ その他

プレゼンテーションは非公開とします（録音録画等も禁じます。）。

10 審査・選定

(1) 審査方法及び審査基準

企画提案書等の内容について、「さいたま市岩槻駅東口駅前イルミネーション装飾業務事業者選定委員会」により審査を行います。

審査基準については、「別表4 企画提案内容及び審査の視点」を参照してください。

(2) 優先交渉権者の決定

提案内容が本市の要求を満たしている企画提案書について、評価を行い、最優秀提案者を優先交渉権者とします。

本業務の履行にあたっては、事業者の幅広い知識や技術等が重要であることから、提出された企画提案書等に対し、選定委員の1名でも最低基準点 102 点) を下回る評価点を付けた場合、その企画提案書を提出した事業者を最優秀提案者に特定しないことがあります。

(3) 審査結果の通知

ア 通知日

「別表2 企画提案実施スケジュール」を参照してください。

イ 通知方法

郵送により各提案者に送付します。

11 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。(提案書は無効となります。)

- (1) **3 参加資格**に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積金額が要求水準書に記載されている予算の上限額を超えている場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合
- (6) 提出期限までに企画提案書等の提出がない場合

別表 1 各種様式

様式番号	様式名
様式 1	参加意思表明書
様式 2	質問書
様式 3	企画提案書表紙
様式 4	業務経歴書
様式 5	業務の実施体制調書
様式 6	辞退届

別表2 企画提案実施スケジュール

企画提案募集開始
令和8年4月10日（金）
・告示、さいたま市ホームページにて募集情報公開開始
資料交付期間
令和8年4月10日（金）から令和8年5月14日（木）まで
・3ページ記載のさいたま市ホームページにて交付
参加意思表明書受付期間
令和8年4月10日（金）から令和8年4月30日（木）まで
・「様式1 参加意思表明書」及び「様式4 業務経歴書」を用いること
質問受付期間
令和8年4月10日（金）から令和8年4月30日（木）まで
・電子メールでのみ受け付ける。「様式2 質問書」を用いること
・回答は令和8年5月8日（金）までにさいたま市ホームページに掲載予定
参加資格の確認通知
令和8年5月8日（金）付で通知予定
・郵送により通知
企画提案書等受付期間
令和8年5月8日（金）から令和8年5月14日（木）まで
・提出書類については、別表1及び別表3を参照
プレゼンテーション
令和8年5月20日（水）実施予定
・実施時刻の詳細及び会場については、追って通知
審査結果通知
令和8年5月下旬に通知予定
・郵送により通知
契約
令和8年6月中旬を予定

注1：本件の詳細については、必ず実施要領本文にて確認すること。

注2：本件にかかる書類等の受付時間については、時間の指定がある場合を除き、「さいたま市の休日

を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く毎日、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで」と

します。

別表3 提出書類一覧

No.	書類名	提出部数	提出期限
1	参加意思表明書（様式1） 業務経歴書（様式4）	1部	令和8年4月 30日（木）午 後4時
2	企画提案書（表紙は様式3、本文は任意書式） ・企画提案書中に企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。 ・書類を綴じ込み、別表4の提案項目ごとにインデックスを付すこと。 ・次の書類を添付すること 業務経歴書（様式4） 業務の実施体制調書（様式5） 業務工程表（任意様式）	10部 （正本1部、副本9部（複写可）） ※副本に企業名、企業ロゴ等を記載しないこと。	令和8年5月 14日（木） 午後4時
3	見積書（任意書式） ・見積もった金額を記載のうえ、消費税等の取扱い（税込・免税）も明記すること。 ・免税事業者の場合、免税事業者届出書を添付すること。 ・内訳を記載すること。（または別紙で作成）	1部	

別表 4 企画提案内容及び審査の視点

提案項目	審査の視点	配点
1 提案者の実績 【40点】		
(1) 類似の契約実績	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務と類似業務の実績（成果）を有しているか 	20
(2) 業務の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の運営遂行が確実に行われる人員体制となっているか ・本業務と類似業務の実績（成果）を有している者が担当者として置かれ、責任者が明確になっているか 	10
(3) 業務スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行が確実に行われ、かつ効果的なスケジュールとなっているか 	10
2 業務内容 【130点】		
(1) イルミネーション等のデザイン性	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚的な美しさや独自性があるか ・岩槻区の特徴を活かしたデザインとなっているか ・岩槻駅駅舎の外観を活かしたデザインとなっているか ・岩槻駅周辺の設置箇所全体のデザインとして、「統一感」や「調和」がとれているか 	40
(2) 環境への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・LED照明の使用や、再生可能エネルギーの活用、設置後の処理など、環境への影響を考慮した取組がなされているか 	20
(3) 安全性	<ul style="list-style-type: none"> ・現地作業や配線等に関し、安全対策が適切な計画となっているか ・歩行者・車両の通行に支障をきたさないよう配慮されているか 	20

		<ul style="list-style-type: none"> ・イルミネーション、ライトアップ及び電源設置方法が適切であるか ・悪天候時の耐久性や安全対策が講じられているか ・期間中のメンテナンスや管理等の体制が整っているか 	
(4) 地域貢献		<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や観光客の来訪を促進し、地域経済にプラスの影響を与え、地域の活性化や観光促進に寄与するものとなっているか 	20
(5) SNS映えする魅力的なフォトスポットの創出		<ul style="list-style-type: none"> ・フォトスポットで、来場者が写真撮影を行い、SNSで拡散したくなるような提案ができていますか 	20
(6) 点灯セレモニーの提案		<ul style="list-style-type: none"> ・来場者がイルミネーション点灯までの時間を楽しく滞在できるよう工夫を凝らした提案となっているか ・セレモニー来場者の安全が確保された提案となっているか 	10
3 価格			
(1) 参考見積額		<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準書に記載されている予算の上限額を下回っているか。 	— (注)
(2) 内訳		<ul style="list-style-type: none"> ・内訳に無理はないか。 	
合 計			170点

(注) 見積額の取扱い

見積額には評価点を付さないが、次のとおり取扱うので留意すること。

- ① 最優秀提案者を特定する際に使用することがある。
- ② 要求事項にて示す本プロポーザルの予算の上限額を上回る額の見積額を提示した場合、この見積額を提示した者は本プロポーザルの参加資格を失う。参加資格を失った者の提案書の評価（採点、順位付け等）は行わない。